

会派行政視察届出書

平成27年6月22日

豊明市議会議長 殿

会派の名称 ひまわり

代表者氏名 三浦 桂司

下記のとおり会派の行政視察を実施しますので届出致します。

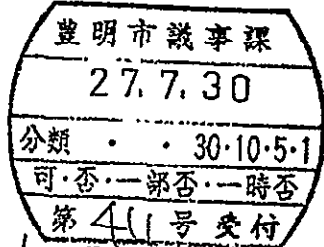
記

期 間	平成27年7月27日～7月28日(1泊2日)		
視 察 先 及 び 視 察 事 項	(7月27日) ・中小企業庁「小規模企業振興基本法」 (7月28日) ・埼玉県川越市「スウェーデンサポーター事業」(午前) ・埼玉県朝霞市「障がい児放課後児童クラブ」(午後)		
参加議員	三浦桂司・月岡修一・近藤郁子 毛受明宏・鶴飼貞雄		
旅 費 額 (概 算 額)	人 当 り	交通費 25,200 25,160 円	旅 費 総 額 5 : 人分 21,360 21,300 円
		日 当 3,000 円	
		宿泊料 14,500 円	
		その他 円	
		合 計 42,660 円	
備 考	42,720		

会派行政視察変更届出書

平成27年7月30日

豊明市議会議長 殿



会派の名称 **ひまわり**
 代表者氏名 **三浦桂司**

平成27年6月22日付けにて届出致しました会派行政視察について、下記のとおり変更しましたので届出致します。

記

	変更後		変更前	
期間				
視察先 及び 視察事項				
参加議員				
旅費額	一人 当 り	交通費 24,290 円	一人 当 り	交通費 25,220 円
		日当 3,000 円		日当 3,000 円
		宿泊料 14,500 円		宿泊料 14,500 円
		その他 円		その他 円
		合計 41,790 円		合計 42,720 円
	総額 208,950 円	総額 213,600 円		
備考				

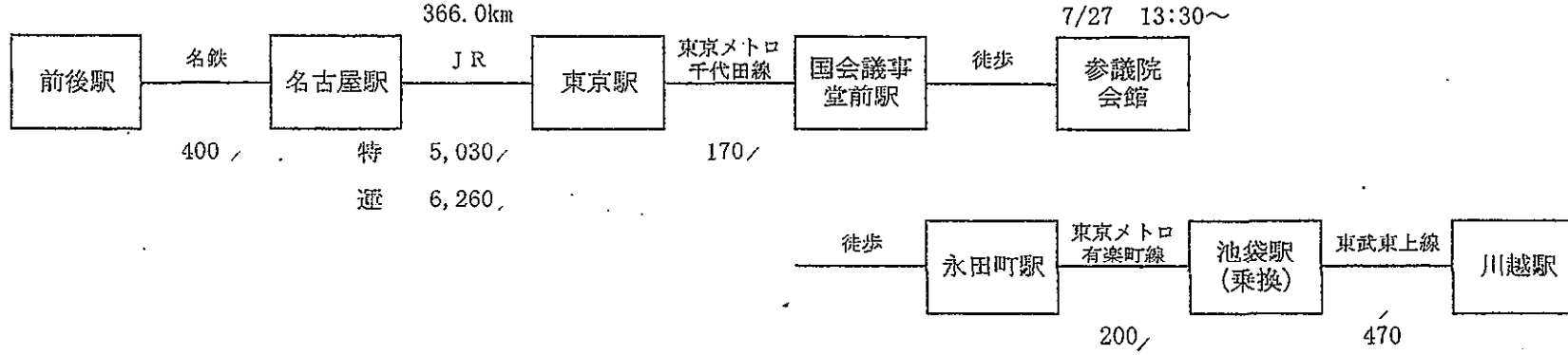
旅 費 計 算 書					概 算		27年 6月 23日			
					精 算		27年 7月 30日			
決 裁 欄	人 事 担 当 課	課 長 補 佐	担 当 係 長	係	主 管 課	課 長	課 長 補 佐	担 当 係 長	係	所 属 課 名
										議事課
職 氏 名		議員 三浦桂司 外4名					職 務 の 級			
目 的		会派(ひまわり)行政視察					議 員			
出 張 先 (地 名)		東京都 参議院会館 外								
出 張 月 日		平成 27年 7月 27日 (月) ~ 平成 27年 7月 28日 (火)					1 泊 2 日			
経路・運賃 (旅費計算の起点~終点)		(別紙のとおり)								
過不足が、生じた時は、赤字で訂正のこと										
		概 算				精 算 (過不足額無しの時不用)				
経 費	運 賃	25,220円×5人		126,100円	24,290円×5人		121,450円			
	宿 泊 料	14,500円×5人		72,500円			72,500円			
	日 当	1,500円×5人×2日		15,000円			15,000円			
	計			213,600円			208,950円			
経費の過不足額										4,650円
経費の過不足が生じた場合の決裁欄		人 事 担 当 課	課 長 補 佐	担 当 係 長	係	主 管 課	課 長 補 佐	担 当 係 長	係	
負 担 金		円								
市以外の補助団体及び補助金額		円								
備 考		月岡修一、近藤郁子、毛受明宏、鶴飼貞雄								

確認
秘書広報課

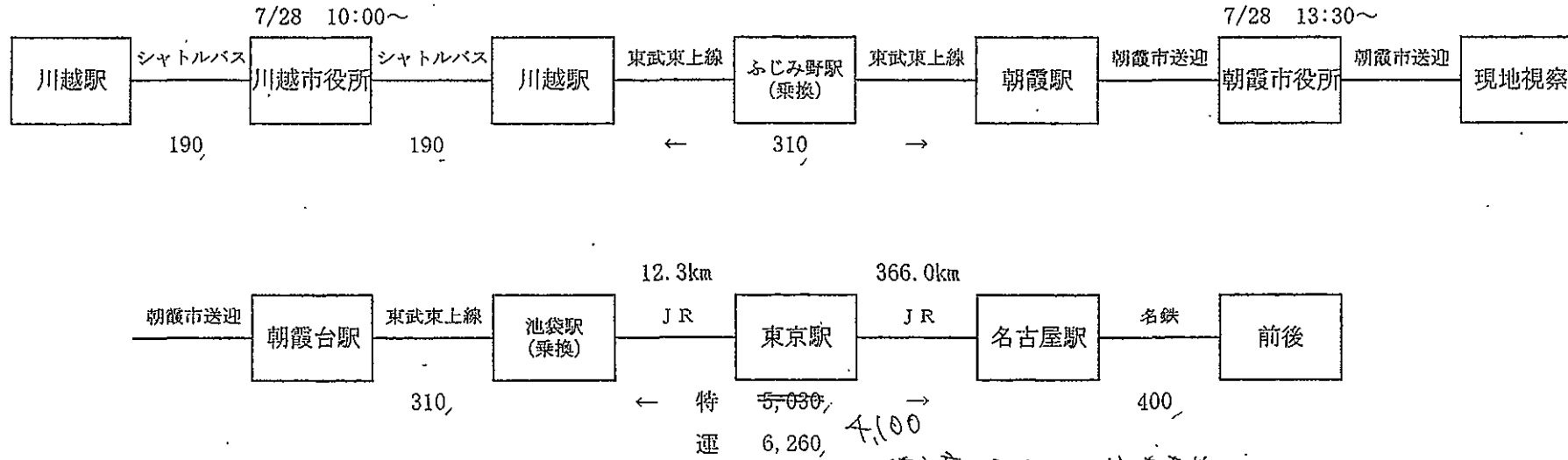
- ※ 主管課の決裁欄中、課長補佐が配置されていない場合は、主幹が専決し、主幹又は課長補佐が配置されていない場合は、課長が専決する。
- ◎ 市役所以外の勤務公署からの旅行又は自宅から目的地へ直行・直帰する場合等は、勤務公署から目的地までの運賃(市役所から目的地までの運賃を上限)を限度額として計算する。
【参考】市役所⇒前後(名鉄バス:170円)、前後⇒金山(名鉄電車:340円)、前後⇒名古屋(名鉄電車:390円)
- ◎ 通勤定期乗車券が利用できる場合は、その区間の運賃を減額する。
- ◎ 経路・運賃欄は、旅費計算の起点から終点までの部分のみを記載する。(片道公用車を使用した場合や主催者のバスを利用した場合などは、その状況がわかるように記載する。)

確認

(1日目)



(2日目)



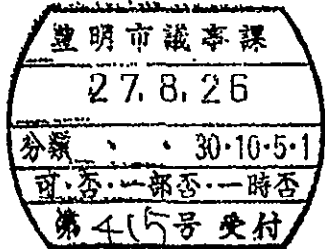
4,100
指定席を利用したため

運賃合計 ~~25,220~~ 円
24,290

会派行政視察報告書

平成27年8月26日

豊明市議会議長 殿



会派の名称 ひまわり

代表者氏名 三浦 桂司

下記のとおり会派の行政視察を実施したので報告します。

記

期 間	平成27年7月27日～7月28日(泊2日)
視 察 先 及 び 視 察 項 目	別紙の通り
参加議員	三浦 桂司 月岡 修一 近藤 有子 毛 曼 明宏 鶴 飼 貞 雄
欠席議員	
備 考	

ひまわり行政視察報告書

代表 三浦桂司

日時: 平成 27 年 7 月 27 日(月曜日)~28 日(火曜日)

参加者: 三浦桂司 月岡修一 近藤郁子 毛受明宏 鶯飼貞雄

7月27日(月曜日)

視察項目: 小規模企業振興基本条例について

視察場所: 参議員会館内 中小企業庁小規模企業課長補佐松田氏より小規模企業基本条例についての説明

目的

人口減少・高齢化・競争時代・構造変化の中で地域経済の低迷が我が国の課題である。小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等々さまざまな関係者の行動を促す仕組みとして、小規模企業推進基本法が成立した。

豊明市は、6月定例会議会において、小規模企業振興基本条例を全国の市に先立って制定した。この条例をいかにして、まちの発展の一つのツールとして活用できるか、規則・要項などは関係各位と十分話し合いを重ねて詰めるという段階なので、まちづくりに繋げるヒントや今、今後どうしたら小規模企業・商店が活性化することが出来るかを伺った。

座学、質疑応答において

小規模企業推進基本法だけでは、条例による補助金等々をうまく活用できれば、個人事業者の低迷から脱却させるための起爆剤になることが期待される。

従業員5名程度(以下)の小規模企業・商店が大中企業などに負けずに活路を見出すのは、大変難しい課題である。また、その支援となると様々な職種・事業に及び、小規模企業をいかに継続、発展させることが出来るかは、自己努力とともに、ある程度は官の支援も必要である。人材確保、後継者確保の課題が大きい。

小規模事業者は、大中企業などには真似のできないような、クオリティがなければ淘汰されてしまうので、必要な量を必要なだけ迅速に消費者に届けることが出来るか、数値目標、中間目標を立てて良いところを連携しながら、価値ある商品を作り出せるかが鍵である。

また、財政的支援をどこまで図るのか、人的支援をどこまで重視すべきかは、初期投資部分は支援してもランニングコストまで支援すべきでないとのことであった。

他県の小規模企業振興に関する条例の規定においては、公的発注工事は、やみくもに価格だけでなくできるだけ地元で回すとの事例も示された。
条例をいかに豊明のまちづくりの発展に繋げていけるかが豊明市の課題である。

7月28日(火曜日) 午前

視察項目:スチューデントサポートシステム(いきいき登校サポートプラン)について
視察場所:埼玉県川越市 教育施設分室(リバーラ) 学校教育課 浅見氏対応

目的

豊明市も7月より不登校・DV・虐待対策などのためスクールソーシャルワーカー(SSW)一名を配置した。

不登校による学習習得度の支援や、登校を促すための相談、児童・生徒と信頼関係を構築して、立ち直りのきっかけを作る対策を取っている川越市のスチューデントサポートシステム(不登校児童の支えに大学生などが学校、家庭を訪問するシステム)に対しては、以前より強い関心があった。

豊明市も近隣市と比較して、不登校児童・生徒が多いので、その先進の取り組みを視察した。

座学、質疑応答において

この事業は、不登校児童に対して、学生が訪問事業、学習支援のみならず相談活動を通じて、学校復帰への支援をしている。

いきいき登校サポートプランでは、川越市内全中学校にさわやか相談員を配置していてスクールソーシャルワーカーも充実している。

事業の対象者は、市内の不登校児童・生徒で、学生の家庭訪問を希望、通っている学校を通じて申し込みを行った家庭である。

協力は東京国際大学人間社会学部の学生、大学院生で、リバーラ、教育センターの施設を利用した相談等である。

訪問時間などは、話し合いにおいて午前9時から午後5時までの間で、一回の活動は1~2時間であり、二人以上の学生で訪問するようにしていて、学生に対して一日二千元(交通費含む)の謝礼を出している。当然守秘義務、報告義務を課している。心理学を学んでいる学生が多く27年度は48名が登録している。

学生への予算として(有料)一回2,000円の報奨金×15人×20人=60万円

26年度は学生が3,605件を訪問した。

不登校者数は、中学生203名、小学生49名(学校サイドが上げている数字)

小学生は家庭環境が大きな部分を占めている。学校に通いたくても通えない児童、病欠、経済的理由を含めると30日以上欠席は200名を超えていて、その背景も極めなければならないとの事であった。

教師以外の身近なお兄さん、お姉さんが相談相手になることで不登校児童・生徒などの気持ちを変化させる。相談員(学生)は児童・生徒の希望を聞きながら、子どもにあった相談員(学生)を選定して、学生には学業を優先させ、社会福祉士などの社会実習等も兼ねている。

不登校児童・生徒を持つ親は、すぐるような思いでSSWの依頼をするが、子どもは学習などに興味がないなどに親子の思いの違いに悩むが、子どもの気持ちを優先させている。不登校児童生徒は波があつて、ひきこもり時期に何をやっても動かないので、休ませることも重要である。

素晴らしい事業である。きめ細かな説明を聞いて、教育委員会の熱意が感じられ、改めて教育は人づくりである事を実感した。

いじめ・不登校はいつの時代も発生するものであるが、人と人との繋がり、信頼関係が立ち直らせる事が出来るきっかけとなる。

しかし、豊明市で同制度を開催するには、愛知教育大学等々の全面的な協力やどのように人材を確保すべきなのかという課題がある。

7月28日(火曜日) 午後

視察項目: 障がい児放課後児童クラブについて

視察場所: 埼玉県朝霞市 市役所&現地視察(委託先 NPO 法人なかよしねっと)

目的

小中高校生の障がいを持つ児童・生徒を持つ保護者の負担は大変重いものがある。障がい児童・生徒を持つ保護者の人の就労率も一般の人と比較すると低く、自分の時間を持つことも出来にくい。豊明市もメイツ・フズなどへの支援、デイサービスなどで社会福祉士などを配置しているが、より充実している先進市への視察に伺った。

座学、現地視察において

入所資格者は、朝霞市に住所を有して県内の特別支援学校へ通う児童生徒で、保育時間は放課後から午後5時30分までであり、休日は児童クラブの休館日である。

月謝は月額一万円で、所得・環境によって減額措置もある。

市の放課後児童クラブは、対象が小学校 6 年生までであり、中学生になった場合の居場所づくりがなかった。また、入所に関して保護者の就労条件は無い。

予算

歳入＝保護者負担金、156 万円、県補助金 205 万円

歳出＝障害児放課後児童クラブ運営委託料 3,674 万円

差額は 100%市が負担している。

NPO 法人なかよしねっと(UR 機構の空き部屋活用)現地視察

受入状況

小学生 5 名、中学生 4 名、高校生 5 名の合計 14 名(20 名を上限としている)

送迎は保護者による送迎、持ち物持参

保育時間:月～金 放課後から午後 5 時 30 分まで(午後 1 時 30 分から)

土曜:月 2 回、10 時から午後 5 時まで 春休み・夏休み・冬休み等も土曜同様

児童・生徒たちは、委託先である NPO 法人なかよしねっとのお兄さんお姉さんたちに大きな信頼を寄せている事がわかった。

普通は、保護者の方の方が先にご逝去されるもので、障がい児たちが健やかに生活を営めるように、少しでも普通の生活を暮らせるように努めるのが、わたしたちの役目である。

どんな素晴らしい事業や制度と思っても、そこには予算が必要となってくるので、予算面も考慮しながら、どの制度が良いのか考えていきたい。